

太田市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第44号

太田市体育施設条例の一部を改正する条例

太田市体育施設条例（平成17年太田市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表第1 新田体育施設の部太田市新田プールの項を削る。

別表第2中

「(5) 太田市新田プール

区分	使用料	備考
一般使用料	1回 50円	中学生以下(4歳未満は、無料とする。)
	1回 100円	その他の者
専用使用料	1,000円	1時間当たり

を

(6) 太田市新田武道館

「(5) 太田市新田武道館」に、「(7) 太田市新田サッカー場」を「(6) 太田市新田サッカー場」に、「(8) エアリススケートパーク太田」を「(7) エアリススケートパーク太田」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。